

事務連絡（保 132）F  
平成 18 年 10 月 6 日

都道府県医師会  
社会保険担当事務局 御中

日本医師会保険医療課

文書の差し替えのお願い

日頃より、大変お世話になっております。

さて、平成 18 年 10 月 3 日付事務連絡（保 124）でお送りいたしました「平成 18 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正等について」の添付資料の中に、一部誤りがありました旨、厚生労働省より連絡がありましたのでお知らせいたしますとともに、お送りいたします文書との差し替えをお願いいたします。

誤りのあった箇所は、下記のとおりです。

記

「平成 18 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正等について」

（平成 18 年 10 月 3 日付事務連絡（保 124））

添付資料 2：「医療費の内容の分かる領収証の交付について」等の一部改正について  
（平 18.9.29 保発第 0929004 号 厚生労働省保険局長）

（別紙 5）「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の一部改正について  
「第 1 目的」中、

訂正前：医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費若しくは家族療養費の～

↓

訂正後：医療若しくは入院時食事療養費若しくは入院時生活療養費、保険外併用療養費  
若しくは家族療養費の～

（なお、見消版も同様の誤りがありますので、差し替えをお願いします。）

添付資料 3：「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平 18.9.29 保医発第 0929002 号 厚生労働省保険局医療課長・  
歯科医療管理官）

44 ページの「10」について、

訂正前：10 別紙 1 のⅢの第 3 の 2 の (4) のエ、(23) のコ及びチ、～

↓

訂正後：10 別紙 1 のⅢの第 3 の 2 の (4) のエ、(17) のカ、(23) のコ及びチ、～

「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の一部改正について

1 別添1の第1及び第2を次のように改める。

第1 目的

この大綱は、厚生労働大臣若しくは地方社会保険事務局長又は都道府県知事が、健康保険法（大正11年法律第70号）第73条（同法及び船員保険法（昭和14年法律第73号）において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第41条及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第27条（同法において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対して行う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び老人保健法による療養の給付若しくは医療若しくは入院時食事療養費若しくは入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求に関する指導について基本的事項を定めることにより、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、保険医療機関等及び保険医等に対し「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（昭和32年厚生省令第16号）、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和51年厚生省令第36号）、「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）、「老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」（昭和58年1月厚生省告示第14号）等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。

なお、指導を行うに当たっては、医師会、歯科医師会及び薬剤師会、審査支払機関並びに保険者に協力を求め、円滑な実施に努める。

2 別添1の第3の1及び3を次のように改める。

第3 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、地方社会保険事務局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方社会保険事務局及び都道府県が共同で、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行う。

3 個別指導

「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の一部改正について

1 別添1の第1及び第2を次のように改める。

第1 目的

この大綱は、厚生労働大臣若しくは地方社会保険事務局長又は都道府県知事が、健康保険法（大正11年法律第70号）~~第43条ノ7~~第73条（同法及び船員保険法（昭和14年法律第73号）において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第41条及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第27条（同法において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関~~（特定承認保険医療機関を含む。以下同じ。）~~若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対して行う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び老人保健法による療養の給付若しくは医療若しくは入院時食事療養費若しくは入院時生活療養費、特定療養費保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求に関する指導について基本的事項を定めることにより、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、保険医療機関等及び保険医等に対し「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（昭和32年厚生省令第16号）、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和51年厚生省令第36号）、「~~健康保険法の規定による療養に要する費用の額診療報酬の算定方法~~」（平成~~18~~年~~3~~月厚生労働省告示第~~54~~92号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成~~18~~年~~8~~月厚生労働省告示第~~29~~799号）、「老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び~~特定療養費保険外併用療養費~~に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」（昭和58年1月厚生省告示第14号）~~、「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」（平成6年3月厚生省告示第72号）~~等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。

なお、指導を行うに当たっては、医師会、歯科医師会及び薬剤師会、審査支払機関並びに保険者に協力を求め、円滑な実施に努める。

2 別添1の第3の1及び3を次のように改める。

第3 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、地方社会保険事務局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方社会保険事務局及

10 別紙1のⅢの第3の2の(4)のエ、(17)のカ、(23)のコ及びチ、(27)のク及びハ、並びに(32)のイを次のように改め、(35)のウを削り、(35)のエ及びオをウ及びエとし、(35)のカを次のように改め、オとし、(35)のキ及びクをカ及びキとし、(35)のケを次のように改め、コとし、(35)のコ及びサをケ及びコとする。

## 2 歯科診療に係る診療報酬明細書の記載要領に関する事項

### (4) 「保険種別1」、「保険種別2」及び「本人・家族」欄について

エ 「本人・家族」欄については、以下の左に掲げる種別に応じて、右の番号のうち1つを○で囲むこと。なお、3歳未満の患者は「4」、高齢受給者又は老人医療受給対象者は「8」又は「0」を○で囲むこととする。なお、公費負担医療については本人に該当するものとする。

ただし、国民健康保険の場合は、市町村国民健康保険であって被保険者（世帯主）と被保険者（その他）の給付割合が異なるもの及び国民健康保険組合については被保険者（世帯主（高齢受給者を除く。））は「2」、被保険者（その他（3歳未満の患者及び高齢受給者を除く。））は「6」を○で囲むこととし、それ以外（3歳未満の患者及び高齢受給者を除く。）はいずれか一方を○で囲むこと。

なお、「2 本外」（若しくは「2 本」）、「4 三外」（若しくは「4 三」）、「6 家外」（若しくは「6 家」）、「8 高外9」（若しくは「8 高9」）又は「0 高外7」（若しくは「0 高7」）の項のみを印刷したものを使用することとしても差し支えないこと。

2 本人外来	2 本外
4 3歳未満外来	4 三外
6 家族外来	6 家外
8 高齢受給者・老人医療9割給付外来	8 高外9
0 高齢受給者・老人医療7割給付外来	0 高外7

### (17) 「傷病名部位」欄について

カ 齶蝕に罹患している患者の指導管理に係る保険外併用療養費を支給する患者の病名の記載に当たっては、病名はC選療と記載すること。

### (23) 「投薬・注射」欄について

コ 入院時食事療養費に係る食事療養又は入院時生活療養に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている入院患者又は入院中の患者以外の患者に対してビタミン剤（ビタミンB群製剤及びビタミンC製剤に限る。）を投与した場合は、当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を「摘要」欄に記載すること。

ただし、病名によりビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断できる場合はこの限りではない。

チ 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第4号又は第1条第6号に係る医薬品を投与した場合は、Ⅱの第3の2の(26)のウの例により「摘要」欄に「薬評」と記載し、当該医薬品名を他の医薬品と区別して記載すること。

### (27) 「歯冠修復及び欠損補綴」欄について

ク 「充填」欄について